

■ 投票所の見直しについて

1 経緯

平成 28 年度に投票所の見直しを実施したところ、清須第 8 投票区（清洲小学校投票所）において、「入口までの坂道が急勾配である」と課題が挙げられた。その際、代替え施設の案も検討されたが、いずれもスペースの問題等で清洲小学校から変更せず現状のまま選挙を行ってきた。

今般、令和 6 年 7 月 1 日から清須第 8 投票区の区域内に五条川防災センター（旧清洲庁舎跡地）が供用開始されることから、清洲小学校投票所の課題を解消するため投票所の変更を検討する。

2 清洲小学校投票所の現状

五条川右岸堤防から投票所へ入るためには急勾配な坂道を下っていかなくてはならず、高齢者や悪天候時に選挙が重なると危険が伴う。また、車高が低い車で来所した場合、底を擦る可能性がある。入口がわかりづらい、駐車スペースが限られているなどといった理由から他の投票所より、選挙事務従事者を追加で配置する必要がある。



3 五条川防災センター投票所

投票所は、誰にとっても投票しやすい環境を整備していく必要がある。五条川防災センター投票所は、敷地入口から投票所までの勾配の解消、十分な駐車スペースの確保といった投票所に求められる環境が整っている。したがって、清洲小学校投票所における課題が改善される。

4 変更に伴う周知等の対応

- (1) 広報清須令和 6 年 7 月号にて五条川防災センターの供用開始のお知らせが掲載される予定のため、その掲載記事に投票所変更の旨一文記載する。
- (2) 選挙時、選挙特集号、清須市ウェブサイト等にてお知らせをする。
- (3) 選挙時、誤って清洲小学校へ来所した選挙人に対し、五条川防災センターへの案内役として職員を配置する。

5 変更実施時期

令和 6 年 7 月 1 日以降に実施される選挙を対象とする。

選挙における投票所は、公職選挙法第 39 条により選挙管理委員会が指定した場所に設けるものと規定されており、同法第 41 条第 1 項の規定により選挙期日から少なくとも 5 日前に投票所を告示しなければならない。